

## 随意契約理由書

### 工事名：ため池防災テレメータ設置（3）工事

ため池防災テレメータシステムは、近年、頻発する局地的集中豪雨などの自然災害に備えるため、水防上特に重要なため池を対象に設置する水位計や雨量計の観測データをリアルタイムに収集・配信するもので、府、市町村、ため池管理者が速やかに水防活動を行うにあたり必要不可欠な役割を果たしている。

本工事は、ため池観測局として降雨の状況やため池水位の上下降を把握するための計測機器の設置を行い、計測データをクラウドサーバーへ伝送するためのデータ伝送装置の設置調整等を行うものとする。

本システムのデータ伝送装置とクラウドサーバーは凡用機器ではなく、西菱電機により設計・製作されたものであり、メーカー独自の専門的な制御技術やソフトウェアが用いられている。本工事を遂行するにあたっては、当該機器の設計・製作において、当該クラウドサーバーシステムやソフトウェアに関する専門的な技術など特別な能力が必要である。

以上のことから、西菱電機株式会社大阪支社 以外にその能力を有する者がいないため、同社を見積りの相手方として見積りを徴収することとし、その見積り価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社と随意契約を締結したい。

また、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号に基づく比較見積りについても省略します。